

議 名

休憩いたしませ。(午前11時38分)
再開いたしませ。(午前11時38分)

建設部長

部長の段階では始末をせよって二つと言ったこと
は一言もやっておられず、その職員が言ったか
どうか、土木課長をして調べて下さい。

2 着

それ、現在の道路は、前にも申し上げましたが、排
水には横からの、上から流れる水は排水には全然
落ちておられず、これも又、外から穴をあけてこ
の排水に通す部であるが、その時点でも申し上げ
た部である。無視でやるから予算は無駄使いして
いるんじゃないですか、市は。

建設部長

先程からも設計と、調査のミスと、ミスだけ存
じょうとして大変論争であられるも、その設計がある
当時は建設課、都市計画課でございまして、内部
の調査が行なわれたために、こうなった設計ミス
では無いと、何こうでは設計ミスでは存かろうかとい
う論争でございまして、御指摘のように追加された
は非常に心苦しい部でございまして、何分土木課
の方に移っておられるので、悪いことは全般的に
全額ミスは無いと申し上げさせていただきます、いま
もどかされたことは改善しようじゃないかというこ
とで改善した次第でございまして、

2 着

始末者の件は誰が命令を出したか、手付何して
おりますか。

東談部長

今、土木課長に調べさせておりましたので、東談部長
答えて申し上げます。

2 着

以上で終了です。

議 長

4着は上げました。5着の道路行政についての
5着の宮城正光君の質問を終ります。

5 着

道路行政について質問いたします。伊佐地区
先ほどの3に住宅公社により埋立事業を行っ
ておりましたが、その後の方にたくさん住宅が建
っております。そのうち意味で長い期間現在まで
道路の舗装とか色んなことがまだ行われていな
いという事で地域住民からの(聴取不能)とい
う事でござります。詰問ですと、住宅公社
の方からまだ宮野湾市の方に道路の舗装がな
されてないという事を聞いておりましたか、それ
へんはどう行なわれておりますか、お困りかお願
いいたします。

市長

お答えいたします。お答えする前に、2着社からの始末書を帯けというこの点について私の判断を申し上げたいと思っております。これは誰がやったかわかりませんが、加納さんの所と思っておりますが、あの道路をやった場合に、うちの所は舗装する方針で、いくらやっても自分で掘りおこせしてやるからやる方針で、そういうことでいくらが残っていたと思っております。残っていたら今度は又やってくれという事で設計変更して他の課でございまして、私はわかりませうけれども、おそらく冗談で、そういうことをせんぞ、あつた。始末書からいけば帯けといふこと、そういうことをせんぞ、~~か~~やっておけといふという気持ちでやったかもしれない。しかし、これは誰がやったかはわかりませんが、もしそういうことであつたらば他意あつての始末書じゃあつたかと思つたので、御了解願いたいと思つた。今の住宅公社の舗装の問題でございまして、これはなるべく住宅公社に地所と思つて住宅公社にも何回もかけ合つて、これはあつた方が完成をしたらおからあつた方でもってやりたいと、市はもうでなければ市有地には編入しないたといふことで何回もよく折衝しておりまして、住宅公社としてもこれはやはりやりたいという段階に至つております。そういう意味で住宅公社の方でも舗装やるという事になつておりまして、何の方でやると思つた。

5 着

住宅公社がやるという事は御了解しておりますか。

私が園之範囲内におましては、住宅公社の方では早く宜野湾市の方に移管しようというのを切望しているが、それだけが宜野湾市の方から進んでいるようでは受け手としておりませう。

市長

おっしゃる通りでございます。

5 着

というわけは、この道路の舗装工事については、先市長の答弁のように、住宅公社にできるだけとせよということも結構でしょう。私が園之範囲内については、どうしても今は、やっぱり受け手として受け取らなければ、何こうにある小公園を売り払ってやるんだというふうなことも聞いておりませうが、これは事実ですか。

市長

それはまだ市有地にはなっておりませんので、一応そのようにしてもいいで、何かの場合においても、空地造成をする場合においても小公園をついたり、遊歩場をついたり、道路なども外は舗装して市に返還している。でも宜野湾市だけが舗装しないで市の税金でつくと、これはどういふ款かということも聞いておいたと、でもただ自分だけの手算でやるということも聞いておいた。

5 着

公園を売り払ってやるということも聞いておいた。

課ですか。

市 長

公園のことについては、まだ聞いておらずに、
とにかく私達は自分だけでやりますと、市
の方に御意がなかったら、その管理は修繕の
かは市でやりなさいという事を申し上げてお
るが。

5 番

私の聞く範囲内では、どうしても、早くおは、小公
園を撤去し、撤去してもやらないという事を聞いて
おらず。早くおは、我々としては公園も必要とし
る。道路も必要とする。公園を撤去して道路を
つくらなければならないという事を、お考えの課
でございませう。お今の市会、答弁におきましては、
向二の方か、早く撤去という事を答弁してお
りませう。これは住宅公社の方が、全面的に、市
の方に御意がなかったら、これは、お聞きして
課ですか。

市 長

住宅公社にやらせて、交渉して、住宅公社に
今、検討進めておる課ですか。

5 番

まだ検討中という事ですか。

市 長

その後経過においてはどうなっているか。

建設部長

お話を申し上げますが、実は住友公社の方からこの道路は宜野湾市に譲渡するので、一度引越して市道認定を交えてやってくださいというご意見が、補償金額も概算したら4,500万円である、かかるという事で、公社の方に対しては市長から理事の方にも一緒に会いまして、全部住友公社の方でやれという事を話し合いを申し上げました。今度は公社の方は一旦、この地域については予算会計もしてあると、精算もされて終わっているという事で、今から積り込込に参らんと、殆ど土地も処分してあり、残った半段は取り扱っても、現段階では不可能だということも申し上げて、申し上げた訳です。何しろこれは宜野湾市長の方からという要望があるならば、公園用地として1,000坪ありありなわけでも、これを全部処分してこの舗装計画をやって頂く方が何しろ申し入れがありましたけれども、市にいたっては暴風林とか、変換録を、録用地もとられたら、~~その~~話に付らぬという事で、これを困るという事を話したら、では公園用地の1,000坪余り、約半分ぐらいを又売却して残った屋は宜野湾市で折半して負担していただくという話し合いは持っている訳でございます。

5 着

市長にお伺いいたします。今先、部長からの
 答弁の通り、私が圍った範囲内にやや似たよう
 な格好だと思っております。又、市長の方はあ
 らうとらで色んなものという事もあって、液けてあると
 いうことをおっしゃっておりますが、住宅公社の今
 現在分譲地としてやっているところは殆どこれは
 色んな面から整理してやらなければお答えと
 いうのは判りつかないと思っております。私はこの問題
 の件と分譲地の件とはこれは趣が違っている
 んじゃないかと私は解釈している訳ですが、今先
 の部長の答弁の通り、全面が半分でも公園を売
 りさげてもこれに於けることは好いかと
 いうが、市長の考えをうけておられると思っております。

市長

これについては、住宅公社の予算でやれとい
 うのが市長の考え方でございまして、これは他の場合に
 おきましては、外資や他と合弁して、あるいはアスファ
 ルトを売っておくのに、宜野湾市だけは宜野湾の市税
 でやれということに決まらうと、じやないかと、これを
 住宅公社に命じておられると思っております。

5 着

その結構でいい。これは何かがやっ、てあるだけ
 宜野湾市の予算を使わぬ方が我々としてはいいん
 であります。もし、公社が公園を売っても、や
 だといふことに付いた場合は、宜野湾市として、ま
 して宜野湾市の方でやらざるを得ないと思っております。

の方が、このラニシについてはいかがですか。

市 長

もしこのラニシは考案しておられます。

5 着

必ずしも必ず自信はありですか。

市 長

ぜひともこのラニシに交渉してあります。

5 着

努力していたらいいと思います。以上、終了です。

議 長

次は道路行政について、8着の又吉正弘君の質問を許します。

8 着

道路行政について質問を行います。この前に7着議員の質問に対し、これも不可解の点がありまして、この点、二三点もあつたと思います。この道路問題ですが、去つた3月の定例議会において大きな問題をかもしだしたことが記憶しております。そのうち当時の設計がミスであつたかどうか、金額も不十分であつたか、或は設計に關してはミスではなかったのだが設計が十分でなかったか、それによつたか、という論議をかもしだしたのであります。そこで、議員の方々からもいろいろ

のフタが高いため、あれでは水がはけないと、あれ
はどのような形になっているかと。又、今先問題の
ありした加納商店の前に、この木の状態で
ははらじやないかと、何らかの措置をいつもら
いといふように質疑があったはず、そしてそれに対
して当局は、あれまでのフタの不備の患も十分
認めておられた。又、加納商店の前も早くや
る方に、十分なる話し合いをもって円満解決を
し、早急に工事を開始するにように議会に約
束を打たれたはずである。その約束をしたにもかかわらず、
いわゆる関係者が工事をせよとやってこれと
よかに折衝したら始末書を出せ、後にこれが事
実とすれば、いわゆる始末書を提出していい
という事が事実とあらば大なる問題でござい
ます。その前に既に議会が此大なる問題と
し、当局も熟知する約束したはずであります。
よって、先程市長の着議員の答弁の前に二着議
員に対しての見解を述べておられたが、その
以前は工事を許さなさいとやってこれとかわ
らなく、又、工事をやってこれと果たせぬからおや
らなく始末書
ごらいは書かなくていいと書いたとやたらと
測りたてたところを居年をしておられた。よ
って、これとら
いはいんじやないかというのを考
え方に立つて、先程
は居年をしておられたと私
はうけとっております。
その意味からい
たすと、これは工
事施工
検査が終
らなさいと
議会でも大
なる問題と
して、よ
って当局も十分話し
合
ってこの工
事については
熟知したと
いう約束をした
ながらも、こ
うい
う始
末
書
と
い
う
職
員
の
態
度
は
い

ものであつたことが、市へん市長のけつりに答弁
を答へてもらつたことと思つた。

市長

先申上り申したとおり、けつりに私も確認
はしてありますが、冗談でやういふことを言つた
じやないかと、やういふことでござつた。

着

でけ、冗談でいふことならば、けつりにやういふ
現実があつたかどうかが調べてもらつたことと思つた。
折衝に来られた方は正式な折衝員であつ
たはずであり、仮にも正式な折衝員に於
して冗談でも言はるゝじやないと思つた。

議長

休憩いたした。(午前11時58分)

再開いたした。(午前11時58分)

着

当時、機構改革がまだ中でおつた時
代で、課時代でござつた。当時の建設課
長、それから都市課長、けつりに答弁席に立つて、
その問題は十分解決されたこと、そして地
主との話し合ひは行つた上だといふことを答弁
したとと思つたが、どうであらう。

建設部長

をとりあげておきます。

○ 着

当時の建設課長はこうだったとあが。

建設課長

をとりあげておきます。

○ 着

私の記憶も間違っていない。そういうことは市長が審判の最終でも始末番というわけではないからいいじゃないですか。それ一つ、そのへんは十分調べて、もしそういうことをしているならば今後そういうことがないように十分指導していくことを思います。

何で相当、道路行政に力を入れても陳情案件、議会においても採択されたものが数多あったらと思います。その一つとしては、第二小学校から番友館に通る通学路、危険だから七区通学路をつくるべきだと、そして議会でも採択された話でございまして、その道路設計も画はどの方にされているか。又、5号線におきまして、市長の施政方針の中にも5号線、お存か琉球大学の移転、そして、沖縄国際大学の設置、そういう設置等において未開発地域であった5号線地域も今後大正計画をもって都市計画、道路計画、こういうものをやっていくんだという決意をしておられます。そこで、この地域についての道路計画、どういう計画がなされてお

ら小からはその計画についてお困がりなお願いを
思っています。

市 長

お答えいたします。第一小学校から喜友和に於
ける道路については、(爆音のため聴取不能)
道路計画については、一応、これから市街化区
域に指定されると思っています。この問題に對し
ては地域の住民と話し合ったり、市街化区
域を線引するに對して、道路計画に入るとい
うこともお考えです。しかし、このほか、国
際大学の場合におきましては18メートルの敷地
から費用の道路がありすが、これは次年度
に予定してやりたいと思っております。

それから環大におきましては、お任せしております
ので、土地購入という点に對しては、お任せ
しております。また、環大キャンパスがどうい
うか、環大周辺の計画も、お任せしております。環
大と国際大学の計画は、お任せしております。宜野
市出身であり、このことについては、お任せ
しております。このことについては、お任せ
しております。

8 巻

あのへらの地域は急激に地域開発が進
められております。いわゆる琉球大学が来た、ま
た総合病院が来る、国際大学が来たからとい
ふことで、皆向こうが、発展するんじゃないかと、東
洋ゲームでございまして、今、市の計画が遅れた

場合にはスラム街に作りはせんがという非常に
心配がある筈です。やういふ陣からいたして
早目に市としてはその道路、やういふ計画を十
分もつていた上で、やういふ建築をする場合には
いれりる4.5年を見出した建築許可、やういふ道
路計画をやつていたのだといふことが既に考へてお
りますが、当局としてはやういふ着手の時期は大体
見通しは有いかどうか。

市 長

お答をいたします。5号線におきましては、従
来市街化調整区域におきましては、政府の
案が押しつけられても、これを各部落で説明会
を申しあげたことは、22日、県からの説明会が
ありましたが、区画整理をどうして市では
できないかと、これは10年以内ではできないと
いふことではございます。10年以内では水玉屋と
坊主又原の2ヶ所しかできないと、おせがせ申し
ます。前例がある、これは7年ぐらいかかつてお
るのと、2ヶ所やる場合も10年以内がかかると、その
間ではどかしてスアロールと言いますが、密集して
非常に困るからこれに対して市としては規制をし
たいと、やういふことで、地域住民の方が市
街化を希望されるんだからある程度道路の
線ははじめから決めておきたいと、それ以外のとこ
ろに家を建ててもらいたいといふことで、その後には
組合がやれなかったら10年後でも市がやるよう
に方法を決めておきたいといふこと、各部落で
先、話し合ひありませう。できるだけ組合の方で施行

12 行った方が早く行くんじゃないかと県としての
指導も早く組合に施行してほしいという方法に
対しても色々援助もあるし、市でもできるだけ
の援助をやっているという事を申し上げて
る部でござります。

8 着

一龍、道路行政について終了です。

議 長

午前、質疑はこれで終了です。午後は2時
から再び一般質問を議題としたいと思っております。

議 長

休憩いたします。(午後0時8分)

再開いたします。(午後2時8分)

議 長

午前にも引き続きして、一般質問を議題と
いたします。

7の職員駐車場の効率的運用について、玉那
覇行昭君の質問を許します。

19 着

職員駐車場の効率的運用についての質問
をします。現在、職員駐車場は市場の隣に
東に新しく新設いたしました2-1-1道路の入口の
東側につくられておりますが、その新設してござ
りますので、駐車場がどうにも効率的に運用され

でかいたう存置がしよ。おしよ役所付近に駐
車をしてあるために、一般市民が市役所に諸証
明、或は用事で来た場合に、駐車をするときに非
常に困っている。こういうことでこの問題を出して
るが、いすよ。現在では、市場隣りの駐車場の
面積と、これと新しくつくりおいた2-1-1道路の
東側の駐車場の面積についてお伺いしたいと思
います。

議 答

休憩いたしました。(午後2時10分)

再開いたしました。(午後2時10分)

総務部長

お答えいたします。2-1-1道路の南側の面積
が約540坪、それから市場付近の面積が90坪
ぐらい、水とでござります。

19 着

新設いたしました職員駐車場は540坪、も
とからある市場隣りが90坪で約6倍の面積
がござります。しかしながら、これが十分活用されてない。
今おで担当部として職員がここを利用しているの
1日平均どのくらい見ておられますか。

総務部長

職員駐車場の利用についてでありましたが、今月の
初旬頃までは殆どどの職員が利用していたと
思います。それから、その後、あまり利用が

薄くなったという事は当初頃に職員駐車場で
駐車していた新車が盗難にあつた。その後か
ら職員の車の所有者が、あり利用し行く
行ったくらいがゴザイする。又、鍵をかけたゴザイ
すのが、この鍵もたがたに盗難にあつたことがゴザ
イする。じっくりとやりに駐車させるところでが
職員の方で不安な状況にありおしたので、その後
利用されて行くくらいが多分にゴザイする。

19 着

これは当初の目的は、どうしても駐車場がない
職員の車を止ることにしたが、ということでは、この
方に地主の了解を得てある程度予算をかけた
駐地をして新設もした訳である。この盗難が
あったという事は非常に不幸な事であるが、
やはり新設したからには十分なる活用しなければ
いけないというふうに考えておりました。同時に
このにやられたのは、役所周辺に職員の車を止
めた場合には、市民が役所に来所した場合に駐
車に非常に支障をきたすということがあり、向こう
に議会の意思も反映をせし、向こうを借りて駐
地をしてやったのであり、このころは十分
職員も、又は当局も理解をして、協力をしていた
だいたい。特にこれは関連してありますが、この同
様に止めることの中、予算にも補正に
込められていたように、市民のたまり場がないとい
うことも再三言われておりましたが、同時に車を
止めることにしたが、ということも、非常に由
々しい問題と考へておりました。今朝、庁舎を去ると

私、9時に来て調査してございます。新設のこの
には560坪の中に15台止っております。今朝9時
現在、市場通りが23台、そしてこの道路が13
台。この道路と向こうとが同じようなほど同時
にである。今日、忘れていたんですが、新田の中は駐
車禁止も区域というのをこれから制定しようとい
うことで、今、若田町第2交通課とか調整をしてい
らうんですが、この区域内に入っているようなものを
やる場合にですね、これは非常に問題があるんじゃない
かと、このように考えております。これをですね、今
まで、どうも今まで支拂いされた賃金を返す
貸してあげ、賃地費用はどのくらいかかっておりま
すか。

総務部長

申し訳ありません。只今、資料をとりまわすか
らごつとお待ち下さい。

19 着

これは通告されている質問事項でありまして、
大体の賃地料とか坪数というの付である、当局は
十分把握をしておいて、そのように伺っていただい
てほしい。 (爆音のため聴取不能)
例えば、市民がこちまで車を置けるからという
やうに行ったり車を取りたい。その場合に向こうに
駐車場のございますので、向こうに止めて下さいな
らう。行ってほしいと思っております。向こうを利
用して下さいという方は、おつと長時間も止
めるとかありまして、市民というのは職員は、朝

から帰るまでおつと止めるがもしれません。しかし、どうい
うところでもあつた。効率的な運用の面では配慮し
ていたとしたい。以上申し上げて終了す。

議 長

次、Bの塵芥処理場について二着の島徳吉君
の質問を許す。

2 着

塵芥処理についてお伺いいたします。第1点、市長
は焼却炉を設置される計画はお持ちですか。初
めにこれを伺いいたします。

市 長

お持ちです。

2 着

ある程度の計画、又土地の確保といたつた計
画はお持ちですか。具体的には予備調査はどの
程度ですか。

市 長

48年度に焼却炉をつくる予定でありましたが、申
請の當時は塩野市単独の申請はしてありましたが、
申請はしたつもりでありましたが、先般、東京に折衝
に行きつて、厚生省に、次年度に塩野市焼却
炉は予定されているかどうかを予備案を見て来た報
でございまして、このように、厚生省の次年度の予算の
中には三市村の一部事務組合をつくるようにと、90

トシの課部庁を予定しておられたという事でござい
まして、最乗の場合、三市村の一部事務組合が主
である場合は市単独でもやるという考え方を考
ておる訳でございませう。これはお世がと申し上げま
す。宜野湾市は単独でやるというふうに県には申請
した訳でありませうが、県としては三市村の合併問題
があったために、三市村で一部事務組合でつく
った方がいいたるというふうにして政府には申請し
ておるという事でございませう。それで、でもただ費用の
軽減、又は設置場所の問題から考えれば三
市村でやりたいという事で三市村長、本土折郷から
帰りましてお会いいたしましたところ、これは三市村で
やりたいという合意に達しておりました。それで、どう
しても1月から2月の間に敷地を大体、中城から北中
城にかけて来年の新年度には場所も決まらざり決ま
てからその問題をさがさるという事に話し合ひが
なされておりました。今の時点におきまして中城、
北中城におきまして市街化区域、調整区域の
線引きで各々市町村で問題に存しておりました。
しかし、調整区域に当たると非常に賢いであらうと、
ある程度は目録もあつたわけでも、今はどうだとい
う場所はあるべくはかえり決まらざり決まらざり
いう、やりたいという考えでございまして、二村長の
意見を尊重いたしまして、昨日の私達の話し合ひ
では95にセトは木々木という確信のもとに2
ヶ所ぐらいの予定はあります。そういう意味で来年
後の予定は一部事務組合でスムーズに行けると
いう確信をもって進めている訳でございませう。

2 着

つとめては、現在喜友能の処理場は今年の11月で契約は切れる訳でございすが、既に市長は地主との契約を結ばれておりすが、これは自治会にも諮られてお上の契約でございすが。

市 長

自治会には諮っております。

2 着

どうかですが、どういふ訳で諮っておられる訳ですか。

市 長

一応この問題は契約期限切れてございして、何かの方に物色しようとしたと、地主の方が我々の土地は何かを放ったらかしたら困るから、一応はこの土地を使えるまで、あと14年か27年おれば完全に使えるから、使えるうちにやる事はやってもらいたいと、何かを放ったらかしたら我々もともと、これはもともと使用不可能にやるので、今更なる段階においても何と埋土して、使える段階のもとに地主として承諾しているからその意味で一応はちゃんと将来使える段階までは掘り立てもほしいという地主の居意がありまして、こういう問題に対して27年間を更新した訳でありまして、以上、この問題に於いては自治会を主として、議員からも色々

部落の問題として非常に期限が来たら早急に
何か方に向かひ、強い議会にも要望されて
いることを申し上げたが、この問題については
我々の土地の問題があるし、自治会取組
にも議員にも私達が責任をもって了解を得
るから、その点は心配あるかという点がござい
たので、どういふふうな意向から契約を結んだ
訳でございす。

2 着
議員ととつて。

市 長
出身議員、2着目のことでございす。

2 着
これは、ただ私は、契約の時点では、契約は議
会のためには色々問題だが、又、火災とか色々
蟻の媒介とか、この問題がありまして、一応は反対を
おしよつておた訳でございす。この様に一部の
地主の方々が右へ向らいて市長と独断でこの
に結ばれたという事は、たゞその時点で自治
会にも諮問して了解も得られなかったか
というのを私は今日、ここで指摘したい訳でございす。
私はこれに対しては賛成ですが、又、一筋にや
るとかいう事は言つた覚えもございせん。
それで現在、自治会長の方としても今更で迷惑を
つらつておた訳で、自治会長は反対に反対を
して来たので、この何者かを付けらぬとも私の方として

はこれは責任をもて行いという過重な仕事というこ
 とを言っておりです。しかしながら、この契約を結ぶ
 時点で火災却除もこのように計画をたてておるな
 らば、この計画書の中に但し書えて書いてござい
 ますが、この随時、議会を延長するに（聴取
 不能）なされておりましたが、何とにもこの現在の
 争り捨て場を見なした場合に到底、あと1ヶ月もど
 うかという具合に見ておりましたが、今さらへとばすに
 お考えですか。

市 長

おっしゃる通り、私も度々見ておりましたが、この
 調子で争りが予想以上に出るとあと1ヶ月もど
 ないんじやないかと非常に心配している訳でござ
 います。ゆえに、監視の人にも、これあと1ヶ月もど
 うかにありせんかというのを申しあげましたが、
 あと1ヶ月ではどうしてもですと。 (爆
 音のため聴取不能)

これが万一、地主の完全に1年以内にできるとな
 りますと、おっしゃる通りにゆきには捨てられたい課
 でございませう。ゆえに、どうせ一部申務組
 会をつくらんとしやせんかと、ゆえにそれからの場合
 におおしては48年度でございませう。工事着
 工しておられ、ゆえに段階においては現在の、54の方に
 もお願いして暫定的に他村の方にお願いして、一
 応はゆきの方に捨てられるんじゃないかと、そういう
 場合にたつた場合は万難を排して、ほかにもつ
 てくるように努力してまいります。

2 着

私は過去において色々反対もして参りましたが、このようにして仮の契約書なるものも結ばれている以上は、すぐにも契約切れば打ち入を打たないと言いがたいものであります。これは市長にお伺いいたした方が、この契約書なるものはこの通り実行です。これも御答弁願います。

市長

実行するようには努力してまいりたいと思っております。

2 着

努力だけですが、例えばです。この部落内の消毒、週一回以上行なうというようになっておりますが、これは間違いないかとありますが、この契約書の中には――

市長

これは時期的なものもあると思っておりますが、夏場になると御承知のように相当の蚊が飛ぶとか、そういうふうに出てくると思いますが、時期に依りますとどうしても週一回以上やらなければならないと思っております。冬場になると御承知のように中にはない場合の週一回以上あるという二つに對しては時期的判断、そういう状況判断に依ってやっていたらいいと思っております。

2 着

このと、あと一紙、甲は、前条の外、当該三三三

149
理場及びこれに付帯する道路などの維持管理を責任をもって処理するものとするべきであるが、現在までにこの先程の各委員の意見からも質問がございしたが、第二小学校に通ずる道路はこのゴミ処理場に往復する車が頻繁に通っており、そこで、これを前々から申し出ておりましたが、幅員も水の上の坂で、危険な場所でもございする。そこでこれをもつて幅員を伸してもらって。

2番

(聴取不能)

もう少し減免のあり方をしらべて、これに通ずる道路は当然市が補償なり又、そのようにして危険のないことになりはうに安全さくも
半永久的な考えにおいてやって頂きたいと
このようにお願い申し上げます。

更にこれにつきましてこの契約者の通り履行
できるかと一筆ご答弁を願ひ致しまして、
私の質問を終わります。

市長

このごみに対する附帯論に對しましては、なま
でく地域住民に迷惑をかけないように努力
してまいりたいと思ひます。

3番

以上です。

議長

次、9の市有財産の管理について、4番の天久盛雄
君の質問を許します。

4番

市有財産の管理にかいては、市内をほ
ってやりたいと思つておまづ管理だけでなく
管理運営利用、取得という面にわたつて管内
したいと思つておりますが、巷には市の財産に
下.さんだ.と聞かれますが、市長として、十分、53

維持管理をやっておくとお考えであるかや
つておられますか。

市長

具体的に質問を願いたいと思います。

4 番

全般的にですね、先程の19番さんから自動
車置場の利用等については、今の契約の問題もど
ぞりましたが相当な面があるということ
を聞いておりますが、この面の指導監督は十分
なまわっていると思っております。全般的なものにわた
って。

市長

全般的になかめまして、十分にすみずみま
まで管理運営に對しましては、おさうくいさとし
かなるところもあると思っておりますが、そういうこと
に對しましては、御指摘をいただいで善処してや
っていただきたいと思っております。

4 番

管理運営におまわして、あくまでも市民の上にな
っての運営であるか、或は宜野湾市長となうのは
当然、そのまじになつてやらなければいかんと思
いますが、個人の立場、そして、そういう面の利
用というお考えな人かば、ありませんか。

市長

意味がちゃんとはっきり解りませんか

答

当然、宜野湾市長としては市民の福祉になるように運営すべきは当然だと思いますが、しかし、市長としては立場上、どういふ立場での考え方、或いは管理運営を望むという面はありますか、どうか

市長

あくまでも市民の立場に立つて運営をしてまいります。

答

先程の契約の問題でござりますが、契約と云うのはどういふ意味で結ぶ訳ですか、総合契約になった場合は、あくまでも契約は履行しなければいけません、先程の答では、どうもその面が納得がいきませんか、やってみたら、と思っております、このことは、契約の中にはっきりとしたのは承諾する、という条項に対しては履行の義務がある訳ですが

(聴取不能)

市長

契約文の中の一語一字を見ますと、そういうことにはなりません、全体的にみれば、場合によっては、そうか

う时期的な場合においては、やらなければならない
という考え方を持っております。

4番

これは契約の中にござりますか。

市長

これは、文句のユマンスだと思います。

4番

これを契約事項としてとり上げられた場合には、市長としてこれは、どういった責任をなす必要があるかと（聴取不能）地域住民がはえが
発生してどうしてか人と契約通りやってた
りという場合には、市長としてこれは、やりま
すということがあるのか相手は損害賠償
をなすとしてもこれはやらなければいかんと思
いますが。

市長

の論、衛生と云うものに対しては、部落内
にはえが発生したということに対しては、1週
間以上当然これはやらんといかん訳です。
しかし、ない場合においては、（爆音のため聴
取不能）とにかくいつまでもそういう状態であ
ればやりまはうまということでありまして、そのこと
に対しては自分にはやらなければいけないと思
っております。

議長

4番さん本論に入つて下さい。

4番

その中にはそういう面のあれが列挙されて
一心本論に入ります。市の中に他市町村
の権利があると例へば、漁業権がある
と云うことは市長御存じで下か。

市長

他市町村の下か。

4番

はい、宜野湾市の区域の内に他市町村の
権利が行使されてあると云うことは、御存じで
下か。

市長

宜野湾市の権利の中に入ります。

4番

宜野湾市境界の中に他市町村の権利が行
使されてあると

市長

宜野湾市境界の中に権利があることとは
聞いておりません。

4番

聞いてない、宜川湾の境界は大体どこからどこまでが境界であるという事はござらないか。

市長

境界ですか。

4番

はい。

市長

はっきり解りません

4番

解らない、新しい復帰しまして日本の自治法が施行されて公有水面の地域まで市町村が決定するようになっておられますか。これに対しては検討されたことは有りませんか。

市長

把握してありません

4番

しかし、自分のミスということになったら困りますね。はっきり境界はやるようになっておられますか。新しい自治法では、
.....(聴取不能).....

今後の問題において公有水面の境界に
漁業権が決定されていくという問題が出
た場合には問題があると思っております。しかし
の決定においては、はっきりとは、早く解明
なされて、権利の問題とか、そういうのはか
まげまでないかと思っておりますが、市長は、宜野
地先の地域において、地市町村の権利が発生
していくというニュースがあった場合には、予断を
とられますか。

市長

この問題は宜野湾市に直接相手があった
ことは、私は解りませんけれども、前の市長の時
代にはあったかも知れませんが、そういうふう
にして、私が任期中に、対して、政府から当時の
立法院から琉球政府から、そういう漁業権の
設定についての合議と、いうことは解りており
ません。

女 審

聞いていただいた理由に、そういうふう
に設定されて、おりま下、地先には

市長

下つて、前から

女 審

はい、何年ぐらいなるかは、私もはっきり
は、解りません。はっきり線引を、されて
おります。

148
始んど道野清地先に設定せよておろす
やんまにあつては(今後の問題あるし)排除
というは当然当局としてなすべきでない
かと思ふんですが初案については部長で
いいし

議長

休憩いたします。
(午後 2時 40分)

議長

再開いたします。
(午後 2時 40分)

4 番

今方面に不きましては、漁業権設定の図
面を建設委員会の方にねおろしてありま
すがそれを参考にしてでもよろしいござり
ますか他市町村が自分の水域に或いは
地域にそういう漁業権の設定をした場合
には、排除するというお考えは持っておりますか

市長

排除出来るかどうか解りませんけれども、一
応それに対しては、要議申し立てをやり
たいと思っております。そうぞ、それは

4 番

しかれどもその意思は関係なくして相手か

設定した場合には、当然にこれは自治法であつたとしても了解をえられないのに、地市町村がさういふことをやるのは、問題ではないかと思つて、それがこれは、やらなければならぬといふことかと思つて、それがそれはいいでしょう、箇所の方向をかえます。市長は予算は予算議会の場合に軍用地の賃賃料の問題で答へれば、直ちに答へるといふことかと思つて、その見解を述べらうと思つておりましたが、その時の答へも同意ありませんが、予算審議の段階で軍用地が契約したという方針であるとし、しかし、賃賃の問題は下書きしては、(聴取不能)と書くといふことかと思つたような見解を持って下つた人です。

再確認しますが、同意ありませんか？

市長

一応契約した地主がとつた後に分まで契約した地主に対して、一応防衛施設庁にて収用手続を完了させた後は、支払うようになります。

4番

しかし、その時点では、(聴取不能)と書くから、えらんだといふことであつたと思つて、分をうう何になつて防衛庁が収用手続をへてからもらえるといふような答へになつておりましたが、一体どちらがほんとうか、あの時点では、あつた答へをする。今は、さういふ答へをなせ

小ておるんですが、何かその時期が違った訳
で下か。あの時の予算審議の段階においては、支
出が決つたら翌日はと小ておるを、たかう心配
はないかという答が一般の契約終つた
方々は、すでに何せ小ておる市に對するは
入りましたか。

市長

入つておりません。

4番

入つてない、市長は軍用地の地料は高い
と思つて下さるか、低いと思つて下さるか。

市長

それは、各々によつて違ふと思つて下さる。

4番

各々によつて違ふ市長は市の責任者
として軍用地の地料の折衝は市長自らや
られたんですが、これは間違つておりませんか。

市長

どこの賃賃料で下か。

4番

その当時は琉球政府との折衝、軍用地の賃
賃料の額の面の折衝は、市長も一緒になつ
て、やられておるという、ことですか。

市長

全般の地料です。

4番

はい、全般の地料です。

市長

全般の地料は、軍用地主の連合会にお
いて。

4番

市長の中にあって

市長

市長と云う立場でははいておりません。
軍用地主の役員としてはいております。

4番

役員として

市長

はい。

4番

市長はそのときは役員だったんですか。

市長

折衝というよりは、各市町村の地料の算定に
対して、富野湾の場合は富野湾の軍用地主がこ

水から守るんだから、これだけはして、連合会にお
いて地料値上げをしてくれない

4番

市長はですね、その中の役員となって一応に
つめられます。その要求額を出したんですね。
市の額は、この額なら我々は応ずるとか応
じないとか。

市長

市有地のことではありません。

4番

その市有地、或いは公有地、民有地、というのには
区別がありますか、全般的な地料として。

市長

個人、個人の土地の所有権の問題に対して、
貸借のありをだした訳であります。

4番

市長は部落の代表ですか、役員として入ってあ
る人ですか。

市長

市町村長は評議員でございます。

4番

市町村長の立場で入るおつもりでしよう。

市長

市町村長評議員でございまして、物中では
いまこの訳でございまして。

女 君

あなたがございね、この線なら宜野湾は必
ずござろうという線を出された額はいくらで
ござい。

市長

貸借を下げ下げはありませぬ。

女 君

すしはりの問題じゃな、その値段段段につ
ぬの段階です。額は下体出さ小たでしよう

市長

私は出しておりませぬ。

女 君

しかし、協議会の中でつめた人じゃな
ござい。

市長

軍用地主の評議員の中でつめてあります。

女 君

につめておる。

市長

はい。

4 番

しかし市長もその中には入って来る訳では
う。市長という立場で

市長

宜の湯市の評議員の中に入れてある訳
です。

4 番

しかし宜の湯の親はこゝだけ要求したよと
いうことをほゞその時分から下つてやって
おったんですが、その当時においては我々の
解らん訳です。(聴取不能)

市長

市長単独の要求はございません

4 番

単独の要求ではなくとも一緒につめられた
訳でしょう。

市長

この評議員の方でつめた訳でござ
ります。

4番

これは市長の立場です。その後量の中に入
って下られる訳では、入ってありませんか
それです。市民から契約にありませぬ
何パーセントかやってあるんだが個人の財産
なうとにかく市有地です。そういう単な
る考えで、市民がこれだけやってあると、これは
基地反対するのと一緒で、当然とこれは
もう解放の問題とは別個でないかとい
うことであるが、解放とこの契約というの
は自ら一緒です。契約したから解放で
まわりということがあります。

市長

これは反戦平和の立場からです。そうい
う基地に提供することは反対だと言う政治
姿勢の問題からです。そういうことになってありま
す。

4番

そういう反戦平和の立場からなら立場で
です。市民という立場で、なにか訳です。
市長は先程あくまで市民の立場になって
やるというの、90パーセントの地主です。
殆んど契約してある先程から市民の立場
で、一応市政をやるというの、反戦平和とい
うのは市民にもあります。しかし軍用地主というの、
大多数は90パーセントがする訳です。しかし撤去の
問題とは別個の問題と思えます。(聴取不能)

但し契約というものは、やったから基地撤去これ以外はありえないと思うんで可かね。

市長

これは各々の主観の問題があると思っますか基地を撤去しようと議会で議決したら基地は解放しようとして土地は借りて下さい借りて下さいと予備するものがあります。

▲ 番

借りて下さいじゃない貸した以上は賃賃料を取ることになります。

(爆音のため聴取不能)

しかしですね今のようですね皆さんが反戦平和というものを(聴取不能)しかし今の契約の状況から見た場合には90%の契約を結んだとそれにおいて個人の土地ならいいと知らず。下では立場から市の財産の契約がそれと特にそれによって予算上はそれ位...にたすんで下か2ヶ月3ヶ月もあけていけるということはお利息だけで大変な金になるんじゃないかと思っます。また私は計算を出してあります。ただ単なる問題だけでなく、これだけの利息の方がどうなりますか。

市長

利息もつかません。

女 着

差種はどうなりますか。住民から負担しなけれ
ばいけません。

市長

差種もありません。

女 着

取ってかいて預金しても利息はつくと思
います。

市長

この問題に対しましては、どうしても各々の
主観の考えでありまして、これは皆さん方の
議会意思で一つ決定して下さり取るべきで
あるが取るべきでなければ、住民代表として、

女 着

これはその以前において議会の意思を
(聴取不能) 今議会意思で決定し
なさいと今市長は言われたんですが、どうして
今の持論になって、もうえりようになつてから
今の市長の議会の何しなさいというのはどう
いうことですか。

市長

これは市長としては、反戦平和の立場から
それは契約できません。これは議会自体の内
題で、そういうことは、議会でもやつてもらいた!!と!!

う意味です。

女 着

私の先のご答弁なされた宜の傍市民全般の
住民福祉というのを市長はあくまでどういう
反戦平和の立場から（聴取不能）

市長

当面の問題がどういふとどうなりますか。長
回で見た場合には、どうしても基地がどういふか
いふと基地撤去という立場で目の前の先きに
（聴取不能）

女 着

いや、90何%は皆んなそういう考えだ
という市長は考えておられる訳ですわ。

市長

これに対しては各々の自由意思でありまし
て私達はこれに対して個人的所有権の問題
に対しては別にどういふものがあるといふ
は云ってありません。

女 着

あくまで全般的の市有地の問題でありま
す。そこには、取ることによって、それだけ入
って、これは、預金、これは、利子がつく、と、どうい
う意味で、これは、5%とか、どっこのどっこの
場合には、市長も、これは、このいふ面については、考え

ら小まます。しかし、90%のちまかという事は、
これはもうなすけます。その個人という問題にお
いては、しかし全般的な立場から果してこれが
いいか悪いかということが問題であります。

解りました。また入ってなるとは事実です
ね。これは大体、いつの時までといふ予想
でありますか。

市長

現在防衛施設庁が個人訪問していろいろ
なところから反対地主に對しておどしたりす
かしたりして印鑑もってこい、いかにやって
あるようにござりますか。それをできなくな
って最後になつてから契約しない地主に對し
て收用法を発令して後になるだろうと思いま
す。今のところ防衛施設庁としては、各個人々
訪問してつかしたりおどしたりが解りません
が契約してくれと回つていたようであります。

4番

予算はあつて歳入はなり訳ですね。

市長

年度内には入ると思ひます。

4番

年度内に入つて、その予算の執行には差し使え
ありませんか。この面においては支障をきたさな
いように配慮或いはそういう措置はとらぬか。

りますが、ただ入れは……のような問題ではない
 です。とすることによって14年の経費として、市民
 に還元するという大きな使命があると思うんで
 す。年度内での投入が入ってくれば……問題
 ではないと思います。予算に計上されてちやんと
 年度内にその事業はやるんだという計画のもの
 とは予算はどそでやると思うんです。しかし
 そういうことで、市長がただ年度内に入れ
 は……という考えで、そういうことで
 市長がただ年度内に入れは……という考え
 で、将来において、執行率をおくおると思う
 んですが、市長はおくおると思っております。

市長

年度内の予算に対しては、年度内執行を
 予定しております。

4番

予定してある、建設部長現年度予算に執
 行する予算は……あります。現年度分の
 予算で計上した分で、今年予算の執行に移っ
 ている分は……です。

建設部長

建設部間だけをお答えいたします。現在

4番

現年度予算の前年度からの繰越じゃ
 なく、……

建設部長

款別に出してありますけれども、補助事業等は除きまして、申し上げます。

大体、8款の場合には、57.87%位、っております。金額については、

4番

現年度分、

建設部長

どうぞ、ごさいます。

4番

現年度分だけの手算内、紐まされた分です。

私がいうのは、じゃ、資料を出てます。現年度分だけ、です。執行して、いる分と場所金額、です。ね、ほり、以上で、私の質問を、終了します。

建設部長

ほり、提出いたします。

議長

10の下水道工事の効率的執行について、4番の天久盛雄君の質問を許します。

4番

一心、下水道工事の効率的執行について、質問をやりたいと思っております。今、下水道と、